

緊急事態宣言の発令を受けた経済支援策について

①【地域の飲食店を支えるテイクアウト支援】

テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり20万円を支援する。

対象期間：令和3年1月8日（金）～2月28日（日）

申請開始：令和3年1月下旬頃

支給開始：令和3年2月中旬頃

②【宿泊事業者が取り組む感染症予防策に対する支援】

宿泊事業者が取り組む消毒・除菌対応等の安全対策の強化にかかる経費の5分の4、客室数に応じて1宿泊施設あたり最大50万円を支援する。

対象期間：令和2年12月28日（月）～令和3年2月28日（日）

申請開始：令和3年1月下旬頃

支給開始：令和3年2月上旬頃

③【地域を支える商店街支援】

商店街が取り組む感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等の経費の5分の4、50万円を上限に支援する。

対象期間：令和3年1月14日（木）～3月31日（水）

申請開始：令和3年1月中旬頃

支給開始：令和3年2月中旬頃

④【事業者向けテレワーク導入支援】

地場中小企業等がテレワーク環境を導入・拡充する際の経費として、50万円を上限に支援する。

対象期間：令和3年1月14日（木）～2月28日（日）※テレワーク導入期間

申請期間：令和3年1月中旬頃から1週間程度

支給開始：令和3年2月中旬頃

【報道関係問い合わせ先】

①地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

観光コンベンション部MICE推進課 富田 電話 092-711-4456（内線 4456）

②宿泊事業者が取り組む感染症予防策に対する支援

観光コンベンション部観光産業課 白石 電話 092-711-4349（内線 2568）

③地域を支える商店街支援

総務・中小企業部地域産業支援課 小山 電話 092-441-3302

④事業者向けテレワーク導入支援

創業・立地推進部企業誘致課 中村 電話 092-711-4336（内線 2515）